

## 決算に向けて対策をしましょう！

決算が近づいてくると、利益を出している会社の経営者の方は、納税額を少しでも減らす方法を考え、赤字の会社の経営者の方は、借入のために少しでも赤字を減らす方法を考えることが多いと思います。

そこで今回は、決算の対策としてできることを、いくつかご紹介したいと思います。

### ●お金が出ていかない節税

#### (1) 未払給料の計上

締め日から、決算日までの期間の給与を、未払給料として費用計上することができます。

具体例で確認してみましょう。

前提：8月決算の法人で、給料の締め日は毎月10

日、給料の支払日は毎月25日

8月11日から9月10日までの給料が、9月25日に支払われますが、そのうち8月11日から8月31日までの部分を日割計算して、未払給料として今期の費用に計上することができます。

ただし、役員報酬については、未払計上ができないので、注意が必要です。

#### (2) 固定資産の除却

固定資産の除却をした場合には、除却した固定資産の帳簿価額を固定資産除却損として経費計上することができます。



固定資産台帳を確認すると、全く使っていない固定資産や、既に廃棄済の固定資産が記載されたままになっていることがありますので、決算前に一度確認してみてください。

また、廃棄をする場合には、廃棄業者に処分を依頼し、「廃棄証明書」を取っておく必要があります。

### ●お金が出ていく節税

#### (1) 短期前払費用の活用

前払費用のうち、支払った日から1年以内にサービスの提供を受けるものを短期前払費用とい

います。この短期前払費用は、每期継続して、支払った日の経費として処理することを前提に、支払った日の費用として認められます。

具体的には、家賃の年払い（契約を変更する必要あり）や、保険料の年払いなどがこれに該当します。

#### (2) 単価30万円未満の固定資産の取得

青色申告法人のうち、資本金の額が1億円以下の法人が、単価30万円未満の減価償却資産を購入し、使用した場合には、全額を経費として計上することができます（一事業年度で合計300万円が限度）。

### ●赤字の会社ができる対策

#### (1) 役員報酬の引き下げ

法人税法上、役員報酬の上げ下げは、原則として期首から3ヶ月以内に決めなければなりません。業績が著しく悪化した場合には、期首から4ヶ月以降でも、役員報酬の引き下げが認められております。

なお、役員報酬を引き下げることにより、個人の所得税は減額されます。

#### (2) 債務免除

社長からの借入金が残っている会社では、社長が債務免除をすることで、決算書の見栄えがよくなります。

また、債務免除をした金額が、繰越欠損金の範囲内であれば、法人税がかかりません。



弊事務所では、上記の方法の他、決算対策として様々な提案をさせていただきます。

お客様ごとに有効な対策方法が異なりますので、詳しくは担当者にご相談ください。（民部 佑樹）